

I アーバンディアと対応の基本

1 マニュアル策定の目的

近年、エゾシカの生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農林業や自然生態系等への被害が深刻化するとともに、交通量や人口が多い市街地にも出没するようになり、地域住民の日常生活にも影響を及ぼしている。

本来の生息適地でない市街地に出没するエゾシカ、いわゆる「アーバンディア」（巻末：語句の定義）の全道的な発生状況については調査されていないが、近年、石狩管内では、年間に150件前後のエゾシカの市街地等への出没が見られる（表1）。

＜表1：石狩管内における市街地及び周辺におけるエゾシカの出没等の状況＞

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通事故	73 件	112 件	114 件	112 件
迷い込み	51 件	37 件	25 件	33 件
そ の 他	6 件	10 件	1 件	19 件
計	130 件	159 件	140 件	164 件

※石狩振興局調べ（郊外での事故等を含む。）

アーバンディアを生じさせないためには、日頃から地域においてエゾシカの痕跡や目撃の情報、交通事故の発生状況等の把握に努め、増加の予兆があれば有害駆除等による積極的な捕獲が必要であり、また、生活エリアにシカが出現した場合には、地域住民の安全を図るため、迅速で適切な対応が必要である。

このマニュアルは、アーバンディアが発生した場合において、市町村を中心とした地域の関係機関・団体等の対応方法や役割分担等を取りまとめ、安全かつ迅速な処理を目指すために策定するものである。

2 アーバンディア対応の考え方

アーバンディアの対応は、監視と追跡（可能な場合は生息場所への誘導）を基本とし、捕獲は交通事故の発生や人への被害が考えられる場合、経済的な損失が予想される場合に実施するものとする。ただし、捕獲する際は、住民や関係者の安全確保を最優先に、被害や事故が拡大しないよう適切かつ効率的な方法による実施が必要である。

また、捕獲個体は、生息数を抑制するため、可能な限り殺処分することが望ましいが、その場合は、苦痛を与えないよう配慮しなければならない（参考資料1：動物の殺処分方法に関する指針）。

なお、具体的な対応に当たっては、次の4点に留意する必要がある。

【アーバンディア対応における留意事項】

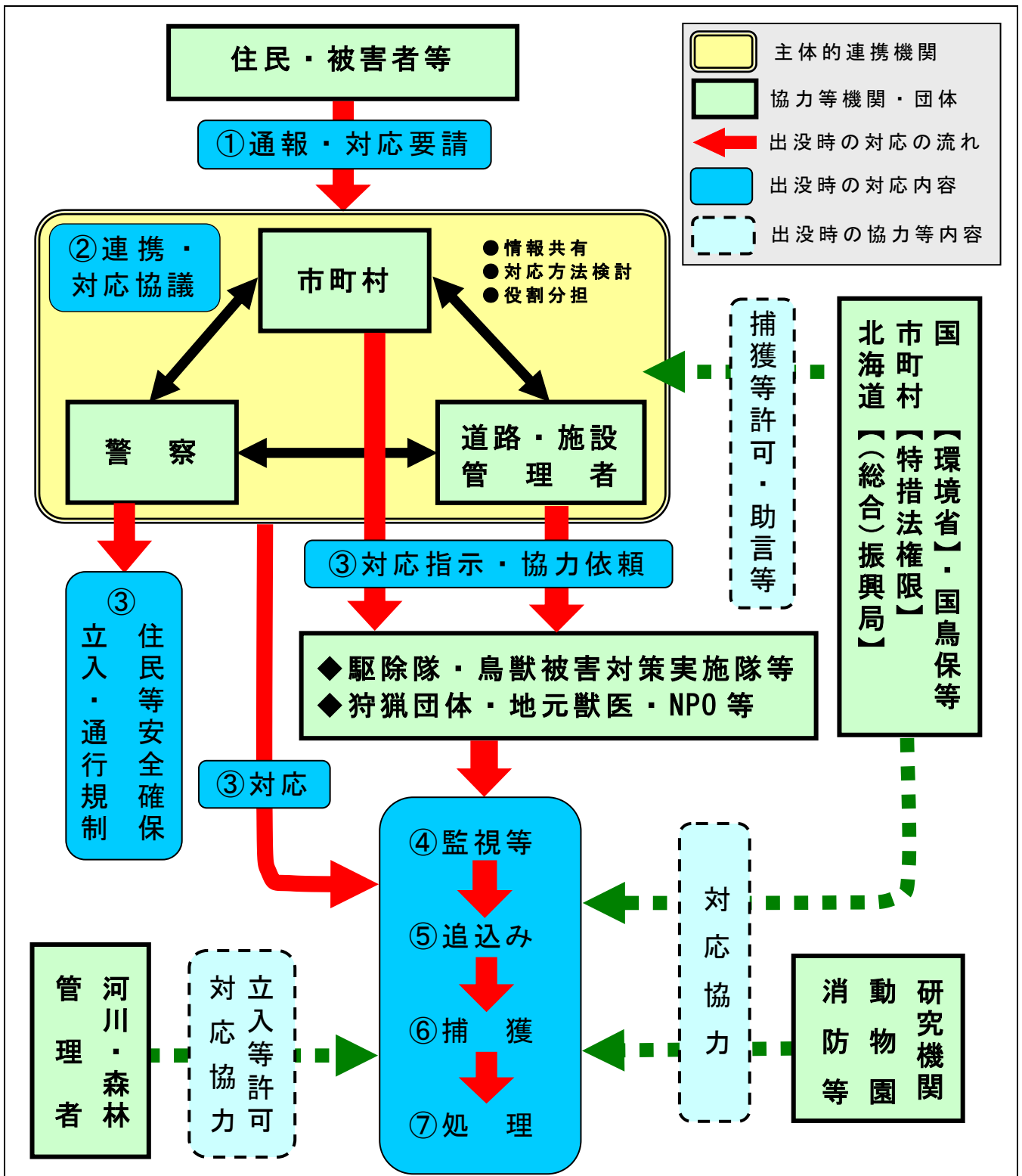
- ① 地域における体制整備
- ② 情報収集と共有化
- ③ 住民・対応者の安全確保
- ④ 適切かつ効率的な捕獲等

II アーバンディアへの具体的な対応方法

1 地域における体制の整備

アーバンディア対応は、地域の関係機関や団体等が連絡調整を図り、必要な役割を分担することが重要である。このため、アーバンディアの発生に備えて、あらかじめ関係者による連携体制を整備し、役割を相互確認して円滑な対応ができるよう、日ごろから準備しておく必要がある（図1及び表2）。

<図1：連携体制・対応フロー（例）>



＜表 2：アーバンディア対応における役割（例）＞

役 割		内 容 等	関係機関等
統 括	対応判断	○捕獲等の実施・中止等の決定	市町村等
調 整	連絡調整 外	○関係機関・団体等の把握・役割分担 ○捕獲等に必要な人員・機資材の手配 ○現場の地権者や施設管理者への協力依頼	市町村・道路施設 管理者・警察 ・道・国等
	各種 手続き	○施設等利用・規制のための手続き ○捕獲・麻酔薬の使用等の許可申請	
	情報管理	○関係機関・団体等との情報集約・交換 ○報道機関・住民等の対応	
情報収集	聞き取り 現地確認	○出没個体、周辺環境、事故等の状況 ○新たな事故・被害の発生・拡大の予測	市町村・道路施設 管理者・警察 等
	記 録	○時系列対応の状況、写真等の撮影	
安全確保	避難誘導 立入規制	○地域住民、施設利用者等の避難 ○捕獲作業区域周辺の通行、利用等規制	警察・消防・道 路施設管理者・ 市町村等
	負傷者等 救 護	○救護体制の整備 ○負傷者応急措置、病院への搬送	
監 視 等	監視・追跡	○出没個体の行動、状態の把握 ○移動経路、被害等の予測と事前対応	市町村・警察・ 道路施設等管 理者・狩猟団体 等
	囲 込 み 追 込 み	○出没個体の逸走防止 ○捕獲場所等への誘導	
捕 獲 等	技術総括	○捕獲等方法、人員配置等の検討・決定 ○各人員への方法・役割等の説明・指示	市町村・研究機 関・獣医・狩猟 団体等
	保 定	○捕獲用器具等による確保 ○移送時での事故防止のための保定	
	麻 酔	○麻酔薬の管理・調製・投与 ○麻酔薬投与・不動個体の管理	
捕獲個体 処 理	殺 処 分	○動物福祉に配慮した方法による殺処分	市町村・道路施設 等管理者・狩 猟団体・獣医等
	死体処理	○各種法令に則した適切な処理	
	放 獣	○放獣場所までの移送	

2 情報収集と共有化

アーバンディアの発生時には、目撃者等からの聞き取りや現地確認等により詳細な情報（表 3）を把握して記録するとともに、関係者間で情報を共有することが必要である。

＜表 3：現状把握のために確認が必要な情報（例）＞

確認項目	確認事項	目 的
目撃日時・場所	<input type="checkbox"/> 目撃場所・移動方向 <input type="checkbox"/> 目撃場所付近の目印	○出没個体の搜索 ○移動経路の予測
目撃者・通報者	<input type="checkbox"/> 氏名・住所・電話番号等	○出没状況等の聞き取り
出没個体の状況	<input type="checkbox"/> 頭数・性別・幼成別・角の状態等 <input type="checkbox"/> 負傷の有無・状態	○人員・資材手配の判断 ○捕獲の判断
事故被害の状況	<input type="checkbox"/> 負傷者等の有無・状態 <input type="checkbox"/> 施設等の損害の有無	○救護対応の判断 ○立入・利用規制等の判断
周辺環境の状況	<input type="checkbox"/> 山林・河川等までの距離・ルート <input type="checkbox"/> 幹線道路、学校等の有無	○誘導経路の検討 ○捕獲の判断
対応状況	<input type="checkbox"/> 負傷者等の救護状況 <input type="checkbox"/> 捕獲等の実施状況	○効率的な対応調整 ○人員手配等の重複回避

3 住民・対応者等の安全確保

アーバンディアの発生時において、不要な騒ぎや軽率な行動は人身事故等の発生につながるため、日頃からエゾシカに関する正しい情報や知識（参考資料2）について、地域住民や関係機関等へ普及啓発に努めることが必要である。

また、事故等を防止するため、警察や施設管理者等と連携して周辺の通行や施設利用の規制等を図るとともに、対応者自らも安全確保に努めることが重要である（表4）。

さらに、万が一に備え、負傷者の救護体制の整備を図っておくことも必要である。

＜表4：捕獲作業区域・追込み経路周辺における安全確保対策（例）＞

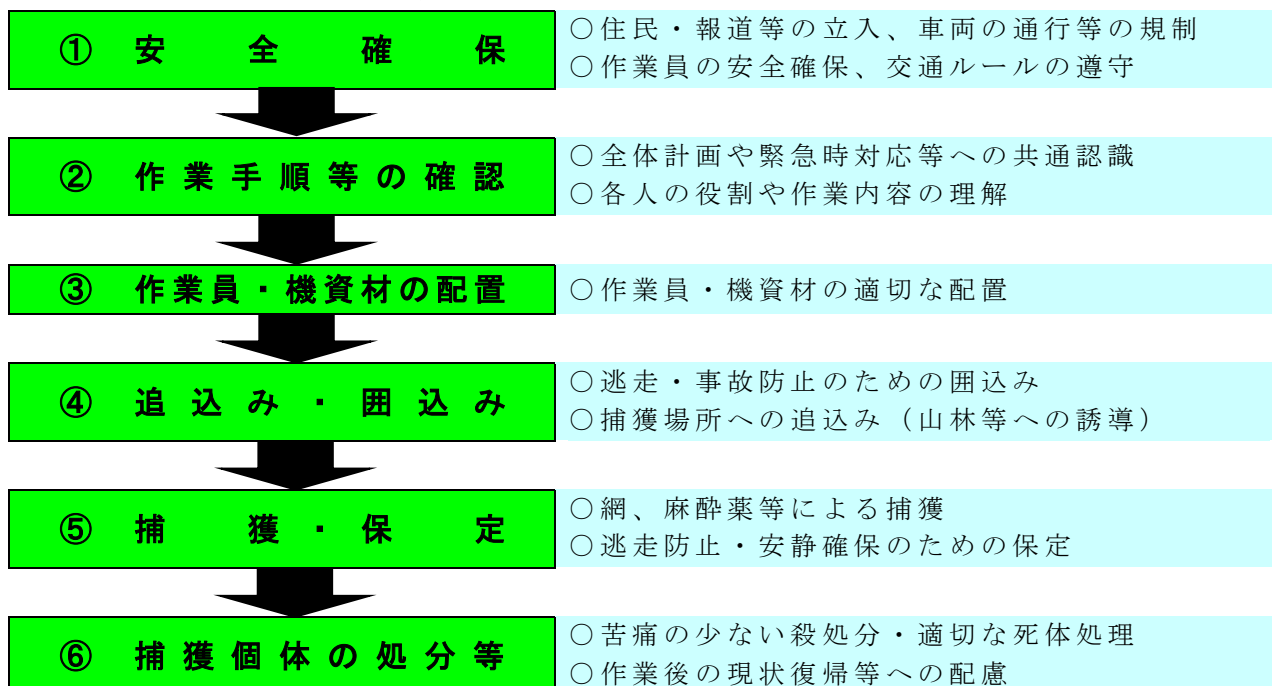
対象	安全対策	内 容
住 民	自 己 防 衛	○外出・通行等の自粛 ○住居・施設等の戸締り等
	施設利用規制	○侵入等施設の利用制限 ○利用者の退避・誘導
	立入等規制	○接近・威嚇等の防止 ○立入制限ラインの設定
交 通	通行等規制	○車両・人等の通行制限 ○駐車車両の移動
報 道	取材協力	○接近等の防止 ○取材制限ラインの設定
対応者	計画的対応	○無計画な捕獲等の自粛 ○安全装備の確保
	自 己 防 衛	○個人行動の自粛 ○安全装備の装着 ○交通ルールの遵守

4 捕獲等方法の検討・決定

捕獲を実施する場合は、シカの状態や周辺環境の状況に応じて、安全かつ効率的な方法でなければならない。これまでの対応事例や調査研究等でのポイント（参考資料3～6）を参考にして適切な方法を検討し、機資材や人材の確保に努める必要がある。また、薬物の投与が必要な場合もあるため、地元獣医等の助言を得ておくことも必要である。

なお、どのような捕獲方法であっても必要な手順があり（図2）、これを軸として状況に応じた方法を組み立てることが基本となる。

＜図2：捕獲等の基本的手順＞



5 捕獲等に関する法的規制等

野生鳥獣の捕獲は、各種法令によって様々に規制されている（参考資料7）。捕獲等の主体となる市町村等は、事前にこれらの規制等を十分に理解しておくことが重要である。

なお、あらかじめ予測できない事態が発生した時には、緊急避難的に関係機関が協議を行い、事故等の防止のために対応せざるを得ない場合があることも想定される。

（1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

エゾシカの捕獲には、事前に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）」に基づく「鳥獣捕獲許可」が必要である（表5）。

また、捕獲の際に麻酔薬を使用する場合は、「危険猟法許可」も必要である（表6）。

なお、麻酔銃を含む銃器については、夜間や住宅地・広場等で、又は建物等に向けての発砲が禁止されており、一定の条件を満たさなければ市街地では使用できない。

＜表5：市街地等におけるエゾシカの捕獲許可の取扱い（銃器を除く）＞

時 期	捕獲方法	場 所	許 可	備 考
狩 猟 期間外	全ての方法	全 域	要	
狩 猟 期 間	手捕り・ロープ等 （非法定猟法）	捕獲禁止区域	要	柵等で囲まれた住宅敷地内では不要
		そ の 他	不要	非法定猟法であるため
	網・わな （法定猟法）	捕獲禁止区域	要	柵等で囲まれた住宅敷地内では不要
		そ の 他	不要	狩猟登録者が使用する場合、又は柵等で囲まれた住宅敷地内の場合
	麻 酔 薬 （吹き矢等）	全 域	要	非法定猟法であるが、危険猟法の許可を得るために必要
申 請 窓 口	鳥獣被害防止特措法により許可権限が委譲されている市町村内の場合		該 当 市 町 村	
	その他の地域の場合		該当地域所管の道（総合）振興局	

＜表6：麻酔薬の使用に係る危険猟法許可の取扱い＞

許可対象	「毒物及び劇物取締法」・「薬事法」に基づく毒物・劇物※	
申請窓口	ケタミン、キシラジン、メデトミジン	道（総合）振興局
	上記以外のもの	環 境 省

※麻酔銃の場合、1発射当り施用量が一定以下の場合には許可不要

（2）麻薬及び向精神薬取締法

麻酔薬のうちケタミンについては、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく「麻薬」に指定されているため、野生動物の捕獲等に使用する場合は、鳥獣保護管理法に基づく危険猟法許可の要否を問わず、当該法に基づく「麻薬研究者免許」が必要である。

なお、麻薬研究者免許の申請窓口は、道立又は市立（札幌市・旭川市・小樽市・函館市）の保健所となっている。

（3）その他の関係法令

警察や道路管理者等は、関係法令に基づき、人命への危害又は交通の危険等の防止のため、必要な避難措置や交通規制等を行うことができる。アーバンディアが発生した場合には、住民等の安全確保や作業上の事故防止等のため、これらの措置が円滑に図られるよう事前に窓口となる連絡先等について、調整しておくことが必要である。